

# 令和8年度 東京都立南平高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) いじめは、いついかなる場所でも起こりうるということを念頭に、「未然防止」「早期発見」に努める。
- (4) 教職員の指導力及び組織的対応力の向上を図る。
- (5) 保護者・地域・関係専門機関と連携し、問題解決に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、スクールカウンセラー、地域住民、児童相談所、その他関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。重大事態が発生した場合には、当該学校の設置者の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### イ 所掌事項

- ①未然防止 ②早期発見 ③早期対応 ④重大事態への対処

#### ウ 会議

教育相談委員会の中に位置づける。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保健主任、学年主任、学年教育相談担当、特別支

援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校は犯罪や虐待行為等が疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるように警察や児童相談所と情報を共有し、学校サポートチームを通じて対応策を協議する。

### イ 所掌事項

①被害の生徒、加害の生徒、周囲の生徒への取組 ②警察・児童相談所等との連携・協力 ③保護者・地域との連携 ④スクールカウンセラーとの連携

### ウ 会議

学校運営連絡協議会の中に位置づける

### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、総務主任、学年主任、警察職員（スクールサポーター）、社会福祉協議会委員、PTA、その他校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 校内研修を充実させ、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、軽微ないじめも見逃さない、学校組織全体で一丸となって取り組む組織を構築する。

イ 「いじめは絶対に許されない」雰囲気づくりを学校全体に浸透させ、生徒と教職員の信頼関係を構築し、相談しやすい環境を構築する。

ウ 道徳教育、人権教育、読書活動・体験活動等の推進により、豊かな情操を培い、生徒たち自身がいじめについて考え行動できる規範意識を醸成する。

エ 保護者や地域、関係機関等に対し、「学校いじめ防止基本方針」を丁寧に説明し、理解と協力を得られるように取り組む。

### (2) 早期発見のための取組

ア 定期的な教育相談委員会による情報共有と全教職員体制での組織的・計画的な情報の共有化を促進する。

イ 全校生徒を対象とした年3回以上の「生活意識調査」等の「いじめ発見のためのア

ンケート」を実施する。

ウ スクールカウンセラーによる1学年全員面接を実施する。

エ 生徒及び保護者に、保健室やスクールカウンセラー等の利用及び電話相談・オンライン相談窓口等を周知し、生徒が相談できる選択肢を増やす。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめが疑われる事案発生時に、いじめ対策委員会への迅速な報告を徹底する。

イ いじめを訴えてきた生徒及び知らせてきた生徒の安全確保と落ち着いて教育を受けられる環境を整える。

ウ いじめを行った生徒からの丁寧な聴き取りと丁寧かつ毅然とした態度による指導を実施する。

エ 被害及び加害生徒の保護者の理解に基づく対応を行う。

オ 「学校サポートチーム会議」の開催、警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解を図る。

イ 被害生徒の安全確保と不安解消のための、落ち着いて教育を受ける環境を構築する。

ウ 被害生徒へのスクールカウンセラーや外部人材、関係機関等と連携した支援を行う。

エ 加害生徒に対する、いじめ行為に対する毅然とした指導の実施、及び保護者と協力体制を構築する。

オ 加害生徒の更生に向け、スクールカウンセラー、警察や児童相談所等関係専門機関と連携した支援を行う。

カ 事実関係の明確な調査の実施及び設置者が実施する調査への協力及び重大事態発生についての教育委員会または知事へ報告を行う。

5 教職員研修計画

(1) 年3回の校内研修会実施

「いじめの定義」「学校いじめ防止基本方針」の確認、「ふれあい月間」の振り返りを実施、「学校いじめ防止基本方針」の見直し

(2) スクールカウンセラーによる講演

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便り・保護者会等を活用して、情報の共有と連携・協力関係を構築する。
- (2) 学校ホームページを通じて、学校としてのいじめ問題への取組の様子を公開する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 東京都教育委員会と連携した取り組みを実施する。
- (2) 学校運営連絡協議会等通じて地域やPTA、関係機関との連携を実施する。
- (3) 「学校サポートチーム」を通じた警察、児童相談所、医療機関との連携を実施する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートに「いじめ」に関する調査項目を設定し、学校の「いじめ」に対する取り組みについて評価する。
- (2) 学校評価結果に基づき、本基本方針の改訂を検討する。